（畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令

第一条を次のように改める。

（畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正）

第一条　畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条から第七条までを削る。

第二条を第三条とし、第一条中「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（肉用牛の月齢）

第一条　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める月齢は、満十二月とする。

第八条中「第十四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第九条第一項中「第十二条第七項」を「第五条第七項」に、「第十四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第五条第一項」に、「第二十条」を「第十六条」に改め、同条第三項中「第十二条第七項」を「第五条第七項」に改め、同条を第五条とする。

第十条を第六条とする。

第十一条第一項中「第十六条第五項」を「第九条第五項」に、「第二十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第十二条第一項中「第二十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十三条（見出しを含む。）中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十四条中「第二十五条第一項第二号」を「第十八条第一項第二号」に改め、同条第一号中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二号中「第九条の二」の下に「又は関税暫定措置法第八条の六第一項」を加え、「第二十五条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

三　環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二―Dの日本国の関税率表についての一般的注釈4(a)、(h)、(i)、(dd)、(ee)、(gg)又は(hh)の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入するとき。

第十四条を第十条とする。

第十五条（見出しを含む。）中「第二十五条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第十六条中「第二十五条第三項」を「第十八条第三項」に、「第二十七条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条第一項中「第二十七条第三項（法第二十九条」を「第二十条第三項（法第二十二条」に改め、同条を第十三条とする。

第十八条第一項中「第三十条本文」を「第二十三条本文」に改め、同条第二項中「第三十条第一号」を「第二十三条第一号」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条中「第三十一条」を「第二十四条」に改め、同条を第十五条とする。

第二十条第一項中「第三十六条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同項の表法第十二条第一項の規定により同項に規定する年間販売計画を提出した対象事業者の項中「第十二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表法第十二条第三項の規定による通知を受けた対象事業者（当該対象事業者について同条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合を除く。以下この表において「大臣対象事業者」という。）の項中「第十二条第三項」を「第五条第三項」に、「第十二条第八項」を「第五条第八項」に改め、同表法第十七条第一項に規定する指定事業者（法第十二条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超えるものに限る。以下この表において同じ。）の項中「第十七条第一項に」を「第十条第一項に」に、「第十二条第二項第一号ロ」を「第五条第二項第一号ロ」に、「第十七条第一項第四号」を「第十条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第三十六条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同項ただし書中「第九条第二項各号」を「第五条第二項各号」に改め、同項の表法第十二条第三項の規定による通知を受けた対象事業者（当該対象事業者について同条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合に限る。以下この表において「知事対象事業者」という。）の項中「第十二条第三項」を「第五条第三項」に、「第十二条第八項」を「第五条第八項」に改め、同表法第十七条第一項に規定する指定事業者（法第十二条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超えるものを除く。以下この表において同じ。）の項中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に、「第十二条第二項第一号ロ」を「第五条第二項第一号ロ」に改め、同条第三項及び第四項中「第三十六条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第二十一条中「第九条第一項」を「第五条第一項」に、「第十条後段」を「第六条後段」に改め、同条を第十七条とする。

第三条を次のように改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の項中「第九条第一項」を「第五条第一項」に、「第十条後段及び第二十条第五項」を「第六条後段及び第十六条第五項」に改める。

本則に次の一条を加える。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第五条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附則第二項の見出し中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令」を「畜産経営の安定に関する法律施行令」に改め、同項中「第三条の」を「第一条の」に、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第七条第二号」を「畜産経営の安定に関する法律施行令第十条第二号」に、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三条第一項第二号」を「畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年三月三十一日から施行する。

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十六日

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三